



平成27年5月13日

各位

会社名 互応化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤村 春輝  
(コード番号 4962 東証第2部)  
問合せ先  
常務取締役管理本部長 西川 憲一  
(TEL 0774-46-7777)

「会社法の一部を改正する法律」による定款の一部変更について

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が適用されましたので、新たに責任限定契約をできる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(社外取締役の責任免除)および第36条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。~~

なお、定款第27条(社外取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役<del>の責任免除</del>)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役<del>の責任免除</del>)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以上